

内水面における漁協解散後の 遊漁、漁場、水産資源の管理方法を考える

山梨県における事例



山梨県漁業協同組合連合会

参事 大浜秀規

○ 山梨県における漁業権のない水域

遊漁不可：立入禁止（私有地内）の溜池・ダム湖

遊漁OK：

1. 市が管理する河川釣り堀

2. 管理者のない自由漁場

①組合員の減少に伴い漁協が休眠し、自由漁場化

②造成された大規模溜池

③県外流出小河川や漁業権のないダム湖の上流河川

○ 自由漁場の実態（溪流漁場を中心として）

○ 今後の釣り場管理に向けて

1. 河川釣り堀として市が管理する河川 (秋山川の上野原市宮マス釣り場)





1. 河川釣り堀として市が管理する河川 (秋山川の上野原市営マス釣り場)

開 始：昭和47年

根 拠：河川の釣堀的事業の取扱要領（山梨県）
上野原市釣場条例（上野原市）

距 離：秋山川の約1 km

釣り場：60区画を整備

管 理：市が選定した指定管理者

契 約：アユ4万尾、150万

1. 河川釣り堀として市が管理する河川 (秋山川の上野原市営マス釣り場)

魚種：ニジマス

料金：大人 1,000円、子供 500円

放流：8匹／2,000円

入場者数：5,600人 (大人：子供=5：1)

その他：駐車場100台、BBQ

2. 管理者のない自由漁場

①四尾連湖：組合員の減少に伴い漁協が休眠し、自由漁場化した湖。



2. 管理者のない自由漁場

- ①四尾連湖：標高850m山上の堰止め湖
直径300m、周囲約1km

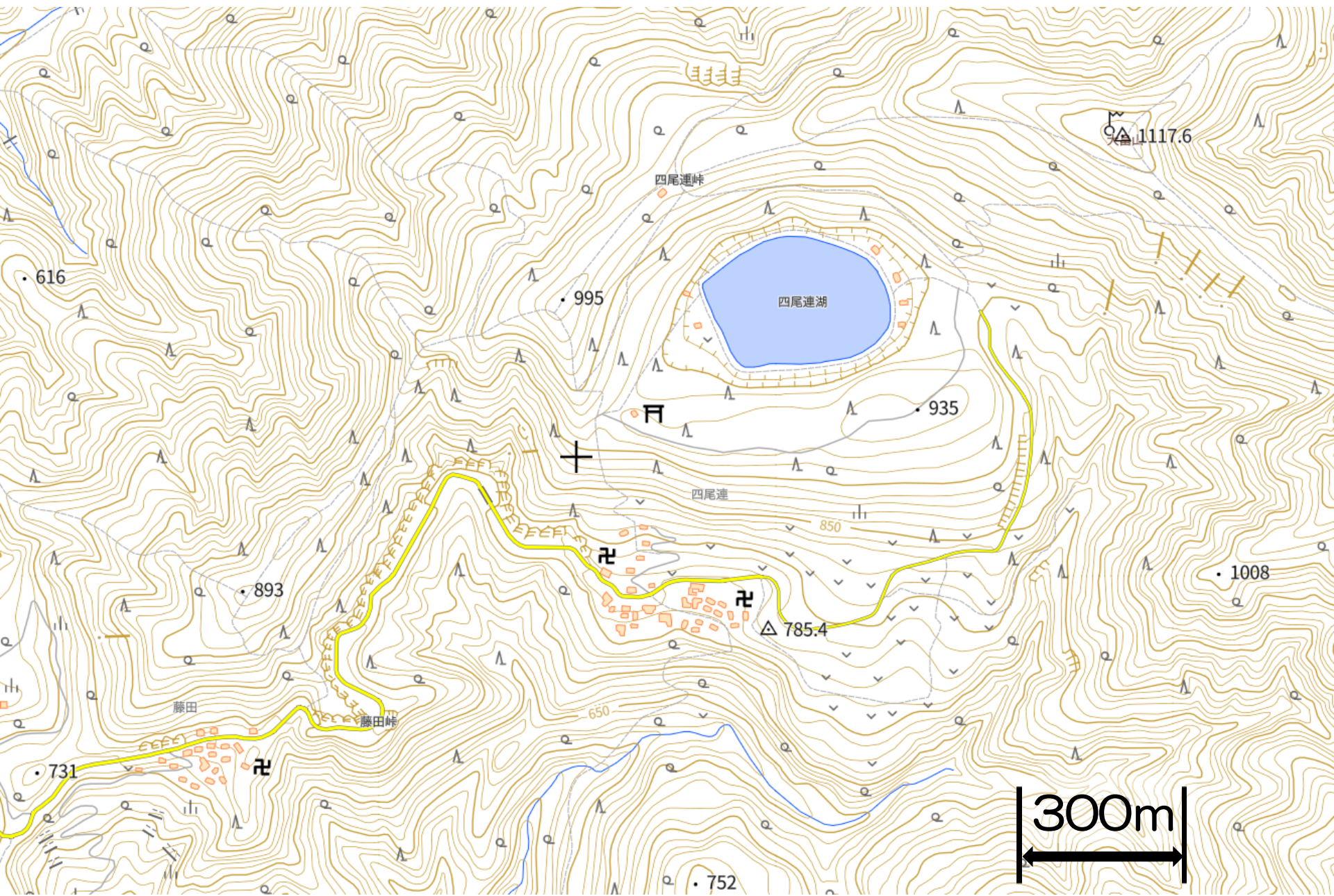


2. 管理者のない自由漁場

①四尾連湖：湖畔に売店兼宿2軒

組合員数はズーと30名





300m

四尾連湖漁業協同組合

- 昭和27年2月22日設立
- 漁業権魚種：わかさぎ、こい、ふな、うなぎ等
- 遊漁料収入：maxで30万円。
- 支出：放流経費20万円、県漁連賦課金10万円
- 組合組織だと県への書類提出等が煩雑
(定款変更、総会招集・終了報告、議事録作成等)
- 平成16年の漁業権免許切り替え直前に県漁連を脱退
- 県も漁業権を設定せず（近隣漁協も合併希望なし）

2. 管理者のない自由漁場

① 四尾連湖

地元の自然環境保全会（湖畔の2軒の売店）が釣り人に環境協力金（現在500円）を要請。

遊漁者：バス8割、ヘラブナ、コイ2割。

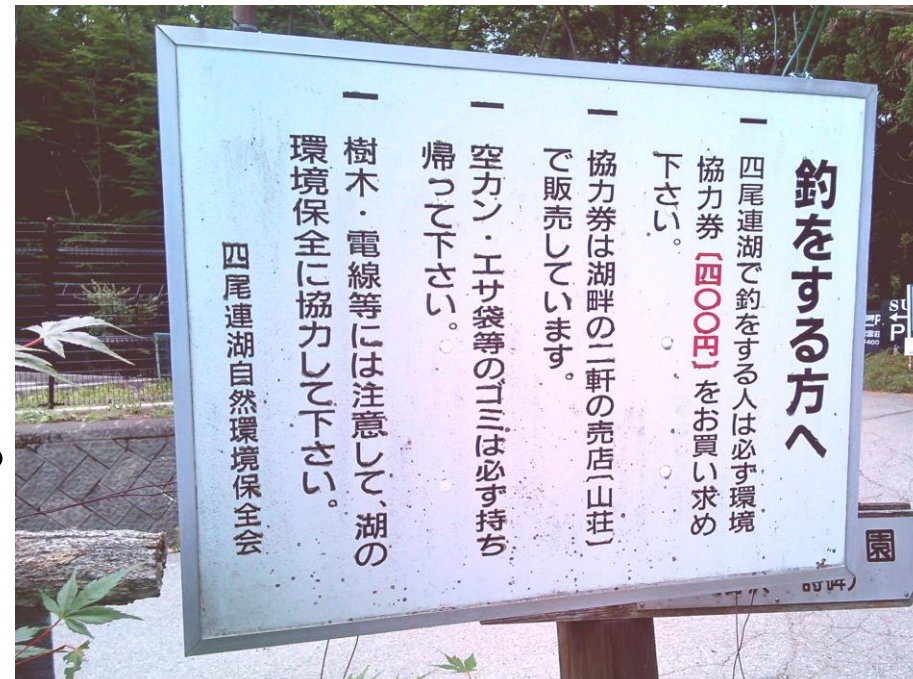
年間約800人。

最大10人／日。

放流せず、環境整備のみ。

協力金ほぼ100%支払い。

徴収上のトラブルなし。

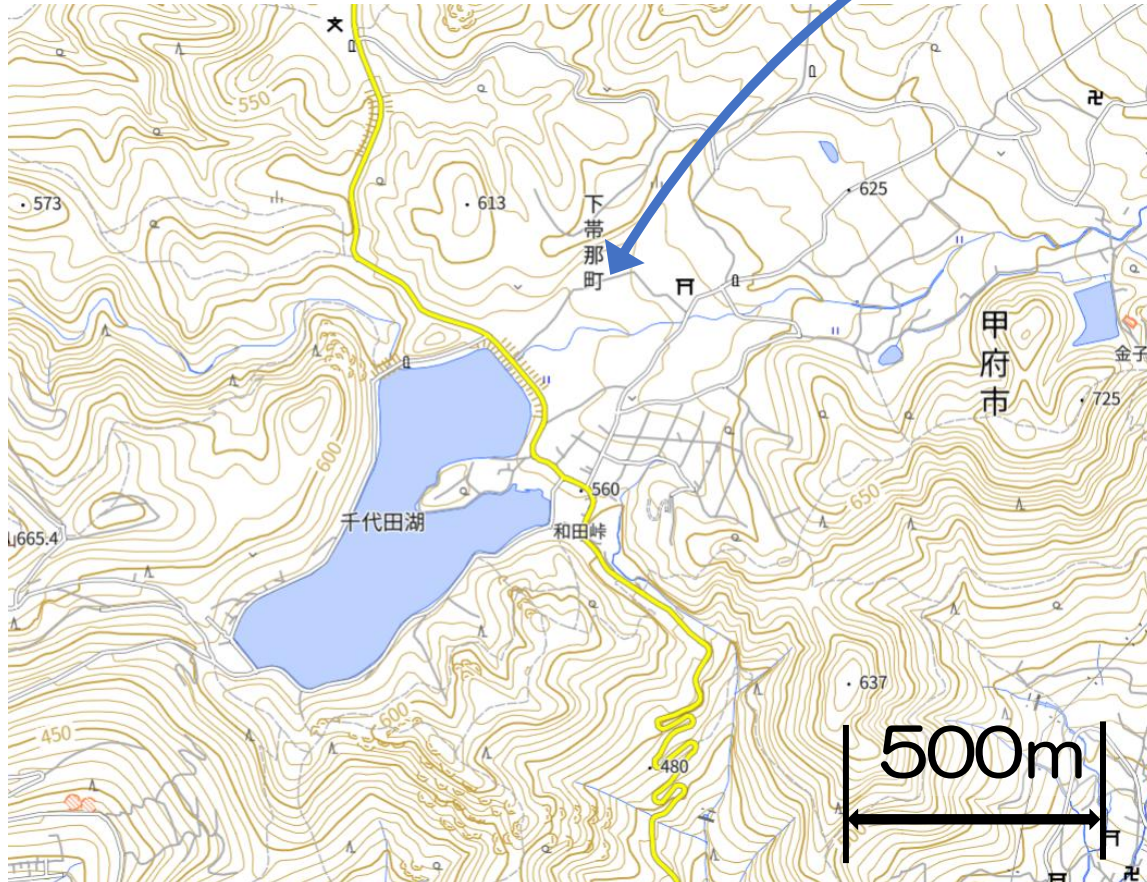
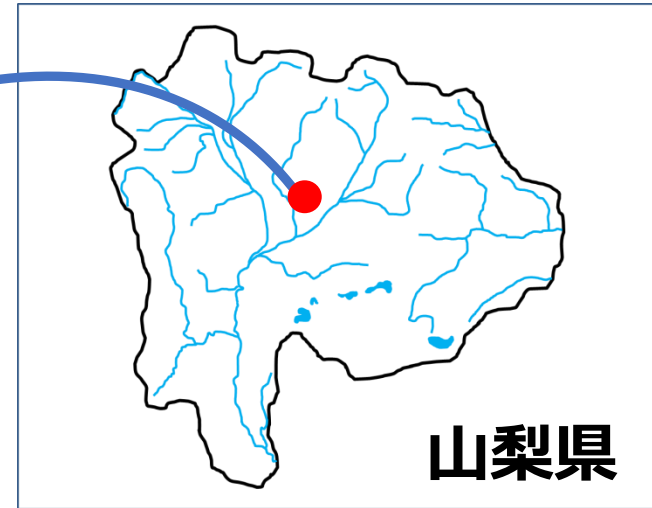


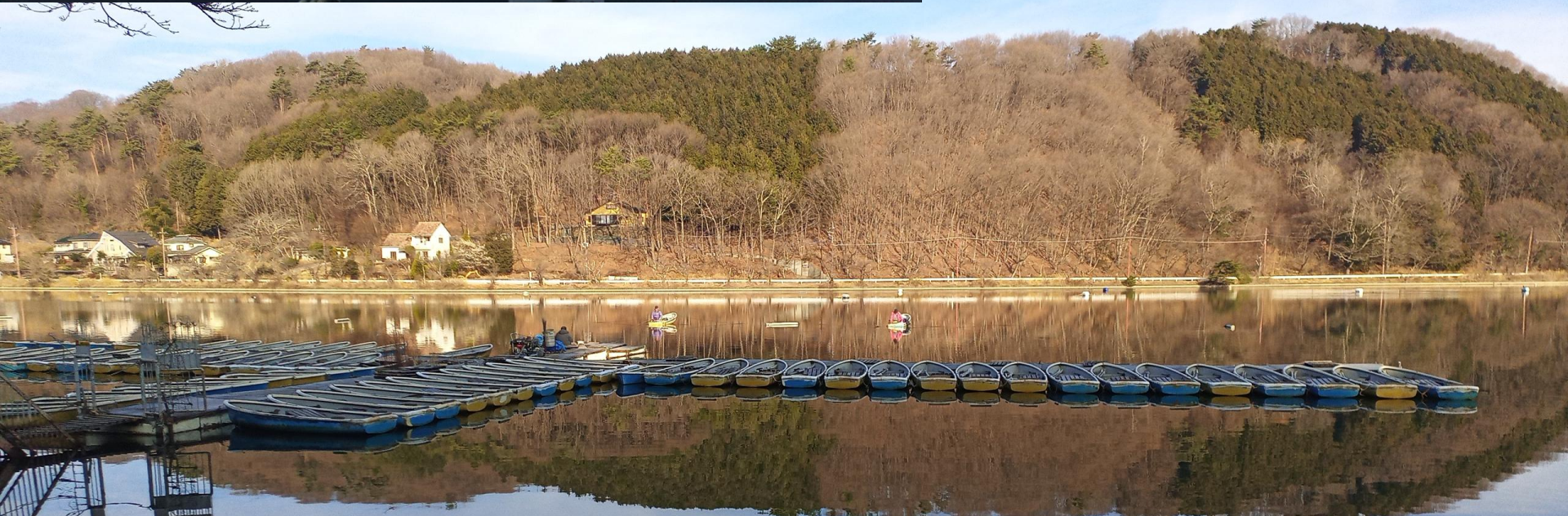
2. 管理者のない自由漁場

②千代田湖（丸山溜池）

標高550m 最大水深13m

貯水量1,450千 m^3 (県内最大)





2. 管理者のない自由漁場

②千代田湖（丸山溜池）

大正2年、荒川本流から上水道の取水を開始
農業用水確保のため、昭和12年支流に溜池完成
元々は小河川、造成の経緯もあり漁業権設定せず

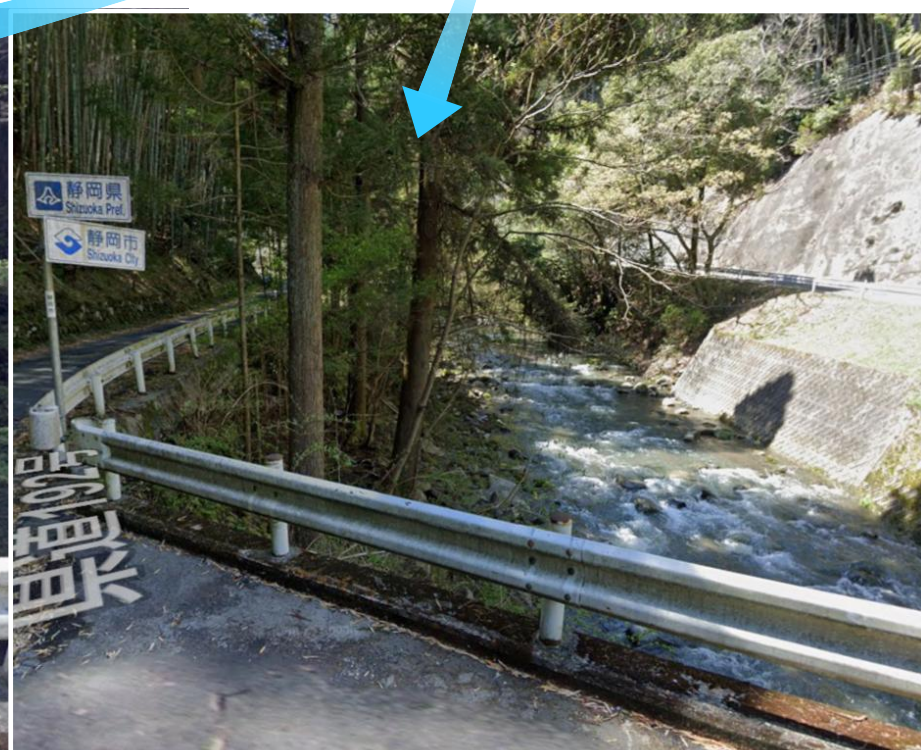
主要魚種：ヘラブナ、オオクチバス
（以前はワカサギ）

2. 管理者のない自由漁場

③静岡県境 境川

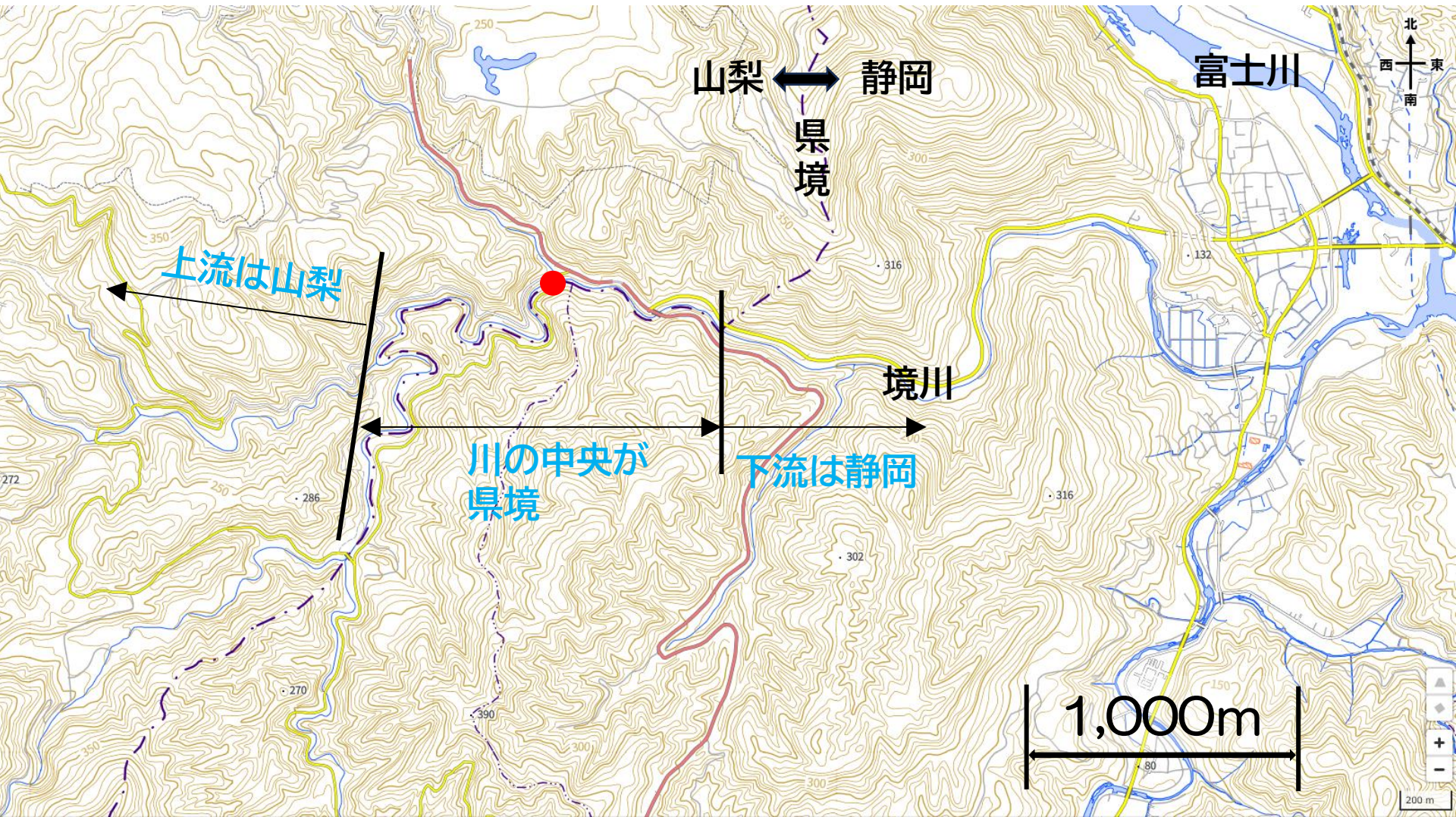
県外に流れ出す流程が短い河川

料金の支払い不要。放流なし



2. 管理者のない自由漁場

③静岡県境 境川：県外に流れ出す流程が短い河川

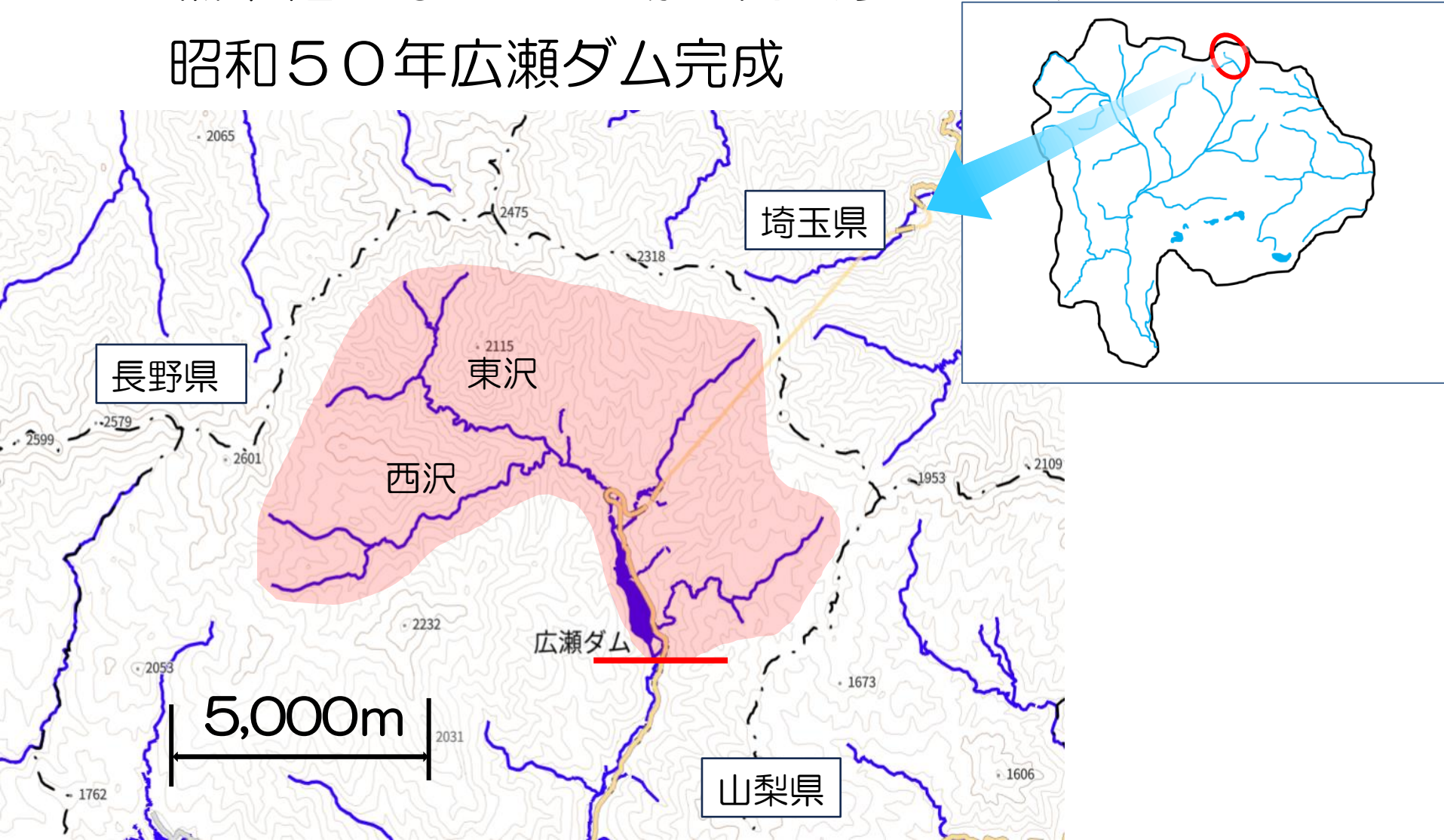


2. 管理者のない自由漁場

④ 笛吹川西沢・東沢

漁業権のないダム湖へ流入する河川

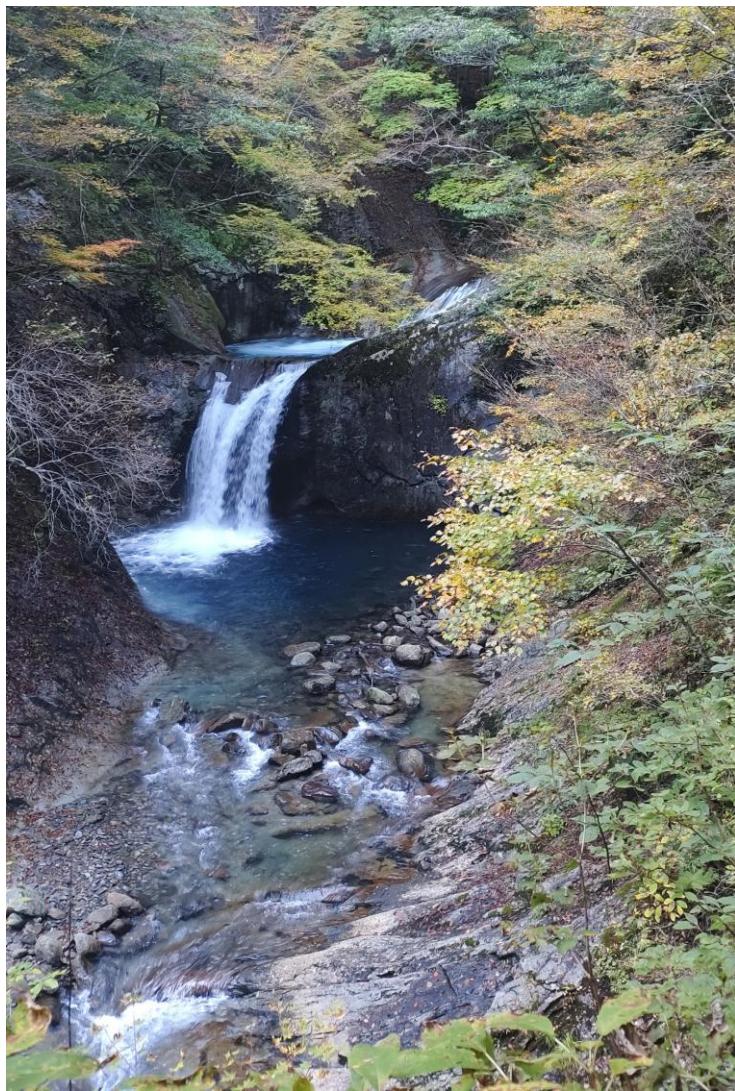
昭和50年広瀬ダム完成



2. 管理者のない自由漁場

④ 笛吹川西沢・東沢

溪流魚の生息環境としては良好



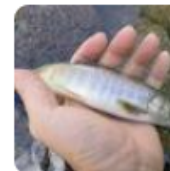


troutbumjp.net

<https://www.troutbumjp.net> > フライ釣行記

西沢渓谷と東沢渓谷の釣行記 イワナとアマゴに会えた ...

2021/09/12 — 今シーズンも終盤に入った9月11日、西沢渓谷と東沢渓谷に行ってきました。天然のイワナとアマゴが出てきてくれました。フライやポイントの写真を載せ ...



ヤマレコ

<https://www.yamareco.com> > yamareco > detail-1203634

東沢渓谷に魚屋現れる？ 千葉県 UCCM 初めての沢登り鉤

自由漁場ではあるものの 水産的利用がなされている

魚

が

遊んでくれました。



四季山岳会

<https://siki-yama.com> > report > report41748

山行報告 東沢渓谷 沢歩き

2020/11/07 — 東沢の水は澄んだ深青色。イワナが岩陰から出てきそう。入渓点の山の神に到着。気合が入ってます。



アミーバブログ

<https://ameblo.jp> > koshu-fishing > entry-12483968391

西沢&東沢渓谷 | 甲州溪流釣人のブログ

2019/06/20 — 西沢渓谷と東沢渓谷・見た感じ、すごくそそられる溜まりや流れ込みですが、まったくチェイスはありません・午前中にイワナが1匹だけ釣れました。・水は ...



自由漁場の実態（溪流漁場を中心として）①

漁業権がないと 漁協が管理をしなくなる



無法地帯になり、釣り場が荒れる

イメージ的にはそうなのだが、

本当に魚は少なくなってしまうのか？

自由漁場の実態（溪流漁場を中心として）②

- 今回紹介した自由漁場は無法地帯??
 - 県の漁業調整規則の違反
 - 協力金に関するトラブル



10年以上、殆ど聞かれない

何が違うのか？ 魚はいないのか？

自由漁場の実態（溪流漁場を中心として）③

漁業権漁場といえども

釣り場全域で放流を行うのは困難

放流による資源増大効果が期待された程ではない

放流による増殖

環境収容量 : 10
魚の現存量 : 6

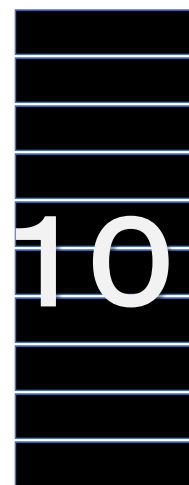


+

放流



=



放流による増殖

環境収容量 : 10
魚の現存量 : 6

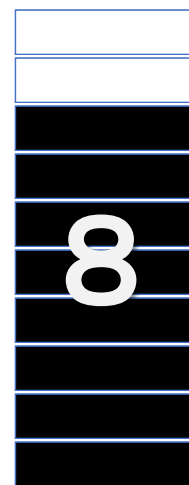


+

放流



=



自由漁場の実態（溪流漁場を中心として）③

漁業権漁場といえども

釣り場全域で放流を行うのは困難

放流による資源増大効果が期待された程ではない

資源管理に有効な採捕規制や漁場監視 → 少ない



資源量：漁業権漁場 \neq 自由漁場

自由漁場の実態（溪流漁場を中心として）④

○ 漁業権漁場と自由漁場の違い

- 自由漁場は、増殖事業（放流）がない
- 自由漁場は、無料で釣りができる
- 自由漁場では、成魚放流の釣りがない



成魚放流は・・・

数釣り：需要がある

放流：やりがいのある作業

放流種苗：養殖業に貢献

組合支出：大きな出費

労力：メンバー確保に苦勞

利益：偏在



今後の釣り場管理に向けて

漁協には、水域環境や生物多様性の保全といった多面的機能の発揮が、社会から求められている。

漁業法上の義務は増殖

環境保全・漁獲規制は、義務ではない。



そもそも増殖とは？ 増殖義務とは？

漁業法 第168条

(内水面における第五種共同漁業の免許) 抜粋

内水面における第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。

○第五種共同漁業について

「**増殖**」とは、採捕の目的をもって、人工ふ化放流、卵、稚魚又は親魚の**放流等の積極的人為手段**により水産動植物の数及び個体の重量を増加させる行為に加え、産卵床・産卵場の造成や、河川において移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流や汲み下ろし放流もこれに含まれるものとし、養殖のような高度の人為的管理手段は必要とはしない。

ただし、漁場や資源の利用調整を目的とする漁具、漁法、漁期、漁場及び採捕物に係る**制限又は禁止等の消極的行為**に該当するものは、**含まれない**。

令和4年4月14日付け 4水管第57号
水産庁長官から都道府県知事宛

「海区漁場計画の作成等について」 抜粋

水産学用語辞典、恒星社厚生閣

「増殖 (propagation)」

天然水域において漁業資源が減少してきた場合に、これを回復あるいはより積極的に増大維持させようとする努力が払われるが、この際の手段や技法を増殖という。

公共水面において水産生物の生活と生息環境を直接または間接に管理し、水域の生産力を利用しつつ、それらの繁殖や成育を助長・促進させ、漁業生産を維持・増大しようとする方策である。

増殖事業には、漁業管理、移植放流、環境改善などがある。

改訂版新水産ハンドブック、講談社 「水産増殖・養殖の定義と目的」

すなわち、天然において漁業資源が減少してきた場合、これを回復したり、より積極的に増大維持しようとする努力がはらわれる。その手段や技法が**増殖**と呼ばれ、大別すると次の三つに分けられる。

第一は、**漁業管理**である。これは、法律や取り締まり規則を制定して水産生物の捕獲の制限・禁止、禁漁期・禁漁区の設定、漁具・漁法の制限・禁止、漁獲物の大きさの制限、漁船の数や大きさの制限など、漁業に各種の制限を加える方法である。

第二は、生物の繁殖と成育を助けるため、水産生物の**生息環境を改善・造成・管理**し、漁業資源の維持増大をはかる方法である。－以下略－

第三は、対象生物の種苗を大量に**移植・放流**して、資源を直接増加させようとする積極的方法である。－以下略－

大日本百科事典、小学館

「水産増殖」

有用な水産生物の繁殖と成育を助長・促進させ、水域の生産力を利用して、それら生物の生産を維持し、増大することで、次の三つに大別される。

- (1)禁漁期・禁漁区などのように、漁業に各種の制限・禁止をなし、水産資源の維持を図る。
- (2)水産生物の種苗を移殖・放流して資源を増大する。
- (3)水産生物の生息環境を改善・造成・管理し、水域の生産力を利用しながら、それら生物の繁殖と成育を助ける。

「4. 水産増殖の方法 一抜粋一」

I 養殖 一略一

II 繁殖助長

(1) **移植**：外国種、国内種

(2) 人工心化**放流**

(3) 人工受精卵**放流**

(4) 種苗増産：保護水面、親魚成熟貯養、産卵促進、種苗育成、人工採苗、緩流式採苗

(5) **産卵場造成**：人工産卵床設置、寄子海中還元

(6) 成育場造成：築磯、投石、海底爆破、コンクリート面造成、耕耘、ミオ造成、整地、人工藻場、客土、防波施設、繫留保全施設、底土除去、越冬場造成

(7) 餌料増加・栄養補給：餌料生物移植、施肥、誘蛾灯利用

(8) 魚梯・魚道設置：魚梯、岩崩れ除去、障害物除去

(9) 害敵駆除：害敵動物駆除、磯掃除、磯焼対策、赤潮対策

(10) 病害対策

(11) 増殖奨励補助金

(12) 増殖責任制

「4. 水産増殖の方法 一抜粋一」

I 養殖 一略一

II 繁殖助長

(1) **移植**：外国種、国内種

(2) 人工心化**放流**

(3) 人工受精卵**放流**

(4) 種苗増産：保護水面、親魚成熟貯養、産卵促進、種苗育成、人工採苗、緩流式採苗

(5) **産卵場造成**：人工産卵床設置、寄子海中還元

(6) 成育場造成：築磯、投石、海底爆破、コンクリート面造成、耕耘、ミオ造成、整地、人工藻場、客土、防波施設、繫留保全施設、底土除去、越冬場造成

(7) 餌料増加・栄養補給：餌料生物移植、施肥、誘蛾灯利用

(8) 魚梯・魚道設置：魚梯、岩崩れ除去、障害物除去

(9) 害敵駆除：害敵動物駆除、磯掃除、磯焼対策、赤潮対策

(10) 病害対策

(11) 増殖奨励補助金

(12) 増殖責任制

「4. 水産増殖の方法 一抜粋一」

I 養殖 一略一

II 繁殖助長

(1) **移植**：外国種、国内種

(2) 人工心化**放流**

(3) 人工受精卵**放流**

(4) 種苗増産：**保護水面**、親魚成熟貯養、産卵促進、種苗育成、人工採苗、緩流式採苗

(5) **産卵場造成**：人工産卵床設置、寄子海中還元

(6) **成育場造成**：築磯、投石、海底爆破、コンクリート面造成、耕耘、ミオ造成、整地、人工藻場、客土、防波施設、繫留保全施設、底土除去、越冬場造成

(7) 餌料増加・栄養補給：餌料生物移植、施肥、誘蛾灯利用

(8) 魚梯・**魚道設置**：魚梯、岩崩れ除去、**障害物除去**

(9) **害敵駆除**：害敵動物駆除、磯掃除、磯焼対策、赤潮対策

(10) 病害対策

(11) 増殖奨励補助金

(12) 増殖責任制

「4. 水産増殖の方法 一抜粋一」

I 養殖 一略一

II 繁殖助長 一略一

III 繁殖保護

(1) 水産資源保護法

(2) 水質保全・水質汚濁防止法

(3) **漁業の制限・禁止**：捕獲禁止または制限、禁漁区・輪採法、禁漁期、漁法制限、漁具制限、体長制限、漁船隻数制限

(4) 害敵生物移入禁止

(5) 生産調整

○第五種共同漁業について

「**増殖**」とは、採捕の目的をもって、人工ふ化放流、卵、稚魚又は親魚の**放流等の積極的人為手段**により水産動植物の数及び個体の重量を増加させる行為に加え、産卵床・産卵場の造成や、河川において移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流や汲み下ろし放流もこれに含まれるものとし、養殖のような高度の人為的管理手段は必要とはしない。

ただし、漁場や資源の利用調整を目的とする漁具、漁法、漁期、漁場及び採捕物に係る**制限又は禁止等の消極的行為**に該当するものは、**含まれない**。

令和4年4月14日付け 4水管第57号
水産庁長官から都道府県知事宛

「海区漁場計画の作成等について」 抜粋

○第五種共同漁業について

「**増殖**」とは、採捕の目的をもって、人工ふ化放流、卵、稚魚又は親魚の**放流等の積極的人為手段**により水産動植物の数及び個体の重量を増加させる行為に加え、産卵床・産卵場の造成や、河川において移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流や汲み下ろし放流もこれに含まれるものとし、養殖のような高度の人為的管理手段は必要とはしない。

ただし、漁場や資源の利用調整を目的とする漁具、漁法、漁期、漁場及び採捕物に係る**制限又は禁止等の消極的行為**に該当するものは、**含まれない**。

令和4年4月14日付け 4水管第57号
水産庁長官から都道府県知事宛

「海区漁場計画の作成等について」 抜粋

新しい技術的助言 ー抜粋ー

水産学会ミニシンポ 内水面漁協が元気になるためには 内水面漁協の役割 生駒 潔

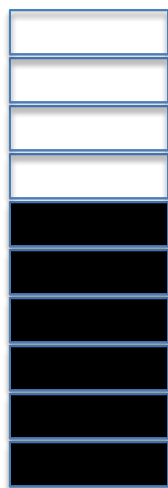
この改訂によって、従前は「増殖」には含まれないとされてきた**禁漁も**、資源の増加を目的としその効果に根拠があると認められる場合は**増殖行為**に含まれると読めるようになった。

一方で、増殖効果を示せるほどの禁漁はどこでも簡単にできる訳ではなく、「禁漁区の設定＝増殖義務の履行」と短絡的に解釈すると弊害が大きいことから、稚魚放流に偏重せず、漁場の環境収容力や利用状況に応じて**増殖効果に根拠が認められる方法を組み合わせて実施**することを推奨している。

放流による増殖

環境収容量: 10

魚の現存量: 6

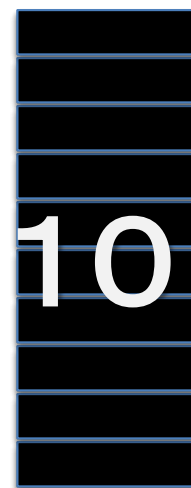


+

放流

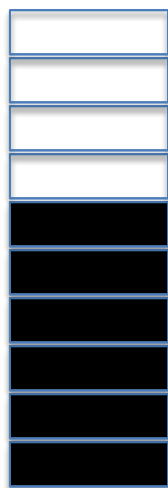


=



放流による増殖

環境収容量: 10
魚の現存量: 6

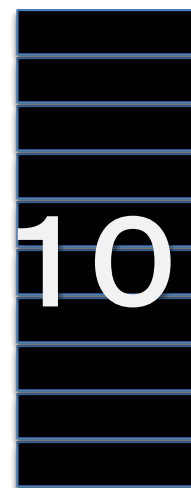


+

放流



=



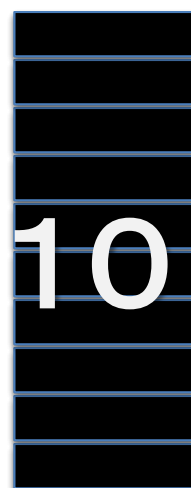
放流による増殖

環境収容量: 10
魚の現存量: 6



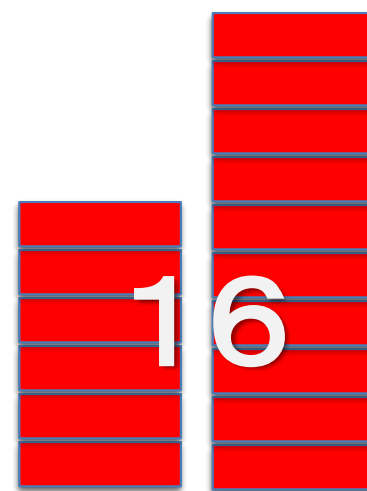
+

放流



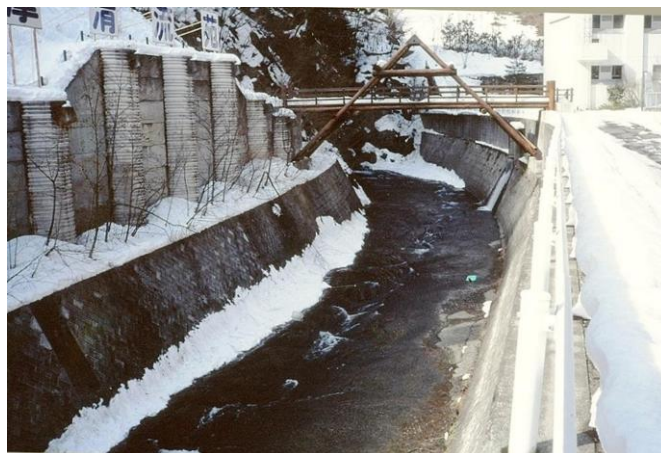
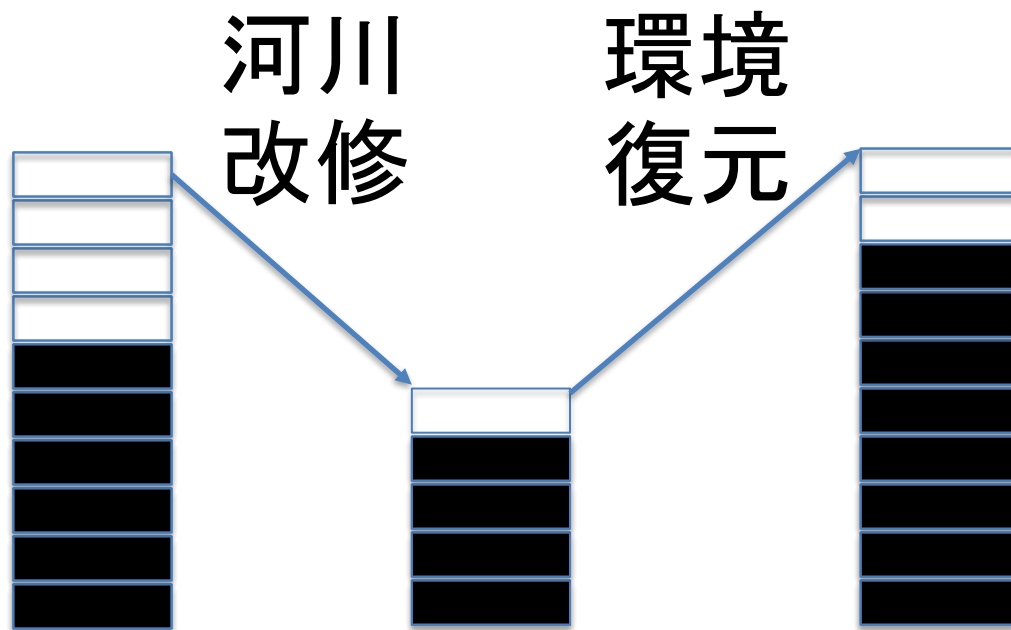
=

0



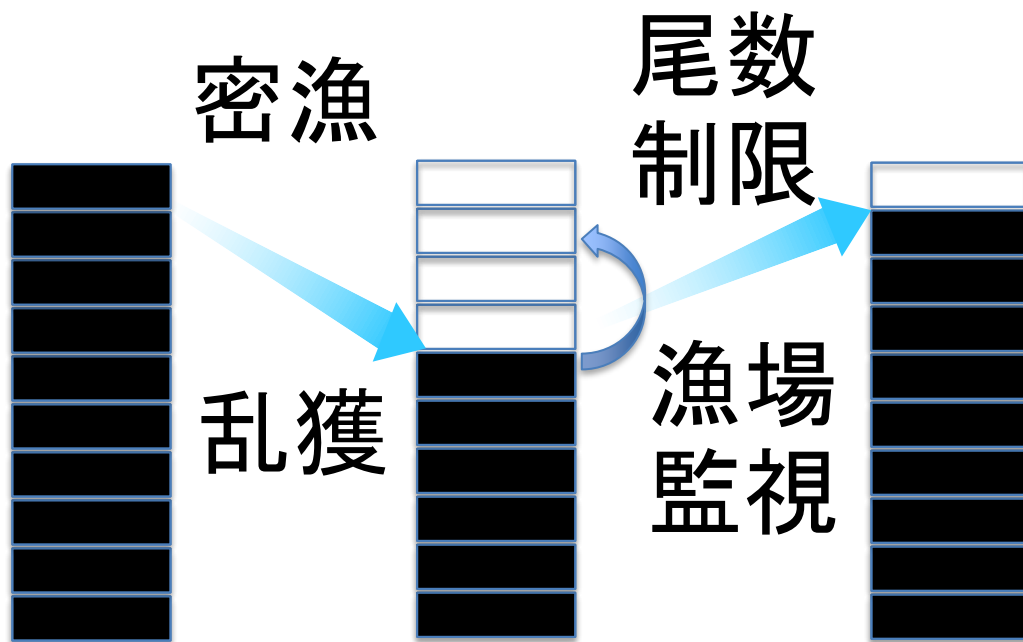
漁場環境の保全・復元による増殖

環境収容量：10
魚の現存量：6



漁場管理による増殖（魚類資源低下の抑制）

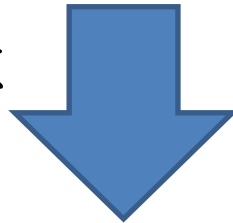
環境収容量：10
魚の現存量：10



今後の釣り場管理に向けて

溪流漁場において、放流（増殖）の利益は偏在

今後は



- 魚の住む器が大事
漁場環境の維持保全・再生復元
- 今いる魚を減らさず有効活用
漁獲規制（尾数制限、C&R）・資源保護（漁場監視）
- 増殖手法の一つとして「放流」がある